

令和5年度（繰越明許費）山形県大型免許取得支援事業費補助金交付要綱の一部改正  
新旧対照表

旧	新
<p style="text-align: center;">—略—</p> <p>(補助金の額)</p> <p>第5条 補助金の額は、補助対象経費（補助対象経費に充てるべき国土交通省、厚生労働省、公益社団法人全日本トラック協会、公益社団法人山形県トラック協会等からの補助金、助成金等（市町村からの補助金を除く。）があるときは、当該補助金等の合計額を控除した額）の2分の1に相当する額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）又は110,000円のいずれか低い額とする。</p> <p>(交付の申請)</p> <p>第6条 規則第5条の規定による補助金交付申請書（規則別記様式第1号）の提出期限は、令和7年3月7日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) —略—</p> <p>(5) 申請者が<u>個人</u>である場合は、次に掲げる書類</p> <p>イ 自動車運転業務に従事していることの宣誓書（別記様式第3号）</p> <p>ロ 一般貨物自動車運送事業の許可書の写し、委託契約書の写し等自動車運転業務に従事していることを証する書類</p> <p>(6) 申請者が<u>中小企業者</u>である場合は、大型免許等の取得を行った従業員が自動車運転業務に従事していることの証明書（別記様式第4号）</p> <p>(7)及び(8) —略—</p> <p>2 —略—</p>	<p style="text-align: center;">—略—</p> <p>(補助金の額)</p> <p>第5条 補助金の額は、補助対象経費（補助対象経費に充てるべき国土交通省からの補助金、公益社団法人全日本トラック協会及び公益社団法人山形県トラック協会からの助成金、厚生労働省からの教育訓練給付金等（市町村からの補助金を除く。）があるときは、当該補助金等の合計額を控除した額）の2分の1に相当する額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）又は110,000円のいずれか低い額とする。</p> <p>(交付の申請)</p> <p>第6条 規則第5条の規定による補助金交付申請書（規則別記様式第1号）の提出期限は、令和7年3月7日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) —略—</p> <p>(5) 申請者が<u>個人事業主</u>である場合は、次に掲げる書類</p> <p>イ 自動車運転業務に従事していることの宣誓書（別記様式第3号）</p> <p>ロ 一般貨物自動車運送事業の許可書の写し、委託契約書の写し等自動車運転業務に従事していることを証する書類</p> <p>(6) 申請者が<u>中小企業者又は中小企業の従業員</u>である場合は、大型免許等の取得を行った従業員が自動車運転業務に従事していることの証明書（別記様式第4号）</p> <p>(7)及び(8) —略—</p> <p>2 —略—</p>

旧  
一略一

新  
一略一

附則

この要綱は、令和6年3月13日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年3月13日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

規則別記様式第1号

令和 年 月 日

山形県知事 吉村 美栄子 殿

(申請者)  
住所又は  
所在地

\_\_\_\_\_

氏名又は名称  
及び代表者の  
職・氏名

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

連絡先

(平日の日中に連絡が取れる電話番号等)

\_\_\_\_\_

令和5年度（繰越明許費）山形県大型免許等取得支援事業費補助金  
交付申請書

令和5年度（又は令和6年度）において、令和5年度（繰越明許費）山形県大型免許等  
取得支援事業について、標記補助金を下記のとおり交付されるよう、山形県補助金等の適  
正化に関する規則第5条の規定により、関係書類を添付して申請する。

記

1 交付申請額 金 \_\_\_\_\_ 円

2 振込先（県に債権者登録を行っている場合は、債権者登録コードのみ記入）

債権者登録コード	
金融機関名	
店舗名	
預金種別	普通・当座・その他（ ）
口座番号	
(カナ)	
口座名義人	

※債権者登録を行っている場合を除き、預貯金口座の表紙及び表紙裏面の写しを提出すること。

規則別記様式第1号

令和 年 月 日

山形県知事 吉村 美栄子 殿

(申請者)  
住所又は  
所在地

\_\_\_\_\_

氏名又は名称  
及び代表者の  
職・氏名

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

連絡先

(平日の日中に連絡が取れる電話番号等)

\_\_\_\_\_

令和5年度（繰越明許費）山形県大型免許等取得支援事業費補助金  
交付申請書

令和6年度において、令和5年度（繰越明許費）山形県大型免許等取得支援事業につい  
て、標記補助金を下記のとおり交付されるよう、山形県補助金等の適正化に関する規則第  
5条の規定により、関係書類を添付して申請する。

記

1 交付申請額 金 \_\_\_\_\_ 円

2 振込先（県に債権者登録を行っている場合は、債権者登録コードのみ記入）

債権者登録コード	
金融機関名	
店舗名	
預金種別	普通・当座・その他（ ）
口座番号	
(カナ)	
口座名義人	

※債権者登録を行っている場合を除き、預貯金口座の表紙及び表紙裏面の写しを提出すること。

旧

新

別記様式第 1 号

別記様式第 1 号

事業実績及び補助金所要額計算書（申請者が個人である場合用）

事業実績及び補助金所要額計算書（申請者が個人である場合用）

1 事業実績（申請者について記入）

(ふりがな) 氏名	生年月日 (申請時の年齢)	取得した免許	取得年月日 (限定解除年月日)	取得した免許を活用 した自動車運転業務 への従事開始年月日
( )	昭和・平成 年 月 日 (満 歳)	・大型免許 ・中型免許 ・牽引免許 ・大型自衛隊限定解除 ・中型 8 t 限定解除	令和 年 月 日	令和 年 月 日

(注) 運転免許証の写しを添付すること。

1 事業実績（申請者について記入）

(ふりがな) 氏名	生年月日 (申請時の年齢)	取得した免許	取得年月日 (限定解除年月日)	取得した免許を活用 した自動車運転業務 への従事開始年月日
( )	昭和・平成 年 月 日 (満 歳)	・大型免許 ・中型免許 ・牽引免許 ・大型自衛隊限定解除 ・中型 8 t 限定解除	令和 年 月 日	令和 年 月 日

(注) 運転免許証の写しを添付すること。

2 補助金所要額計算

(A) 補助対象経費 (税抜)	(B) 国からの 補助金等	(C) 協会等からの 助成金等	(参考) 市町村からの 補助金	(D) 差 引 額 (A)-(B)-(C)	(E) 県補助金申請額 (D)×1/2又は 110,000円の いずれか低い額 (千円未満切捨)	備 考
円	円	円	円	円	円	

(注) 1 補助対象経費の支払に係る領収書その他の書類でその支払の事実を証するもの（自動車教習所からの請求書等）の写しを添付すること。

2 「国からの補助金等」及び「協会等からの助成金等」の内容及び金額が確認できる書類（交付決定通知書（交付決定前の場合は、交付申請書、事業計画書、事前申請書）の写しを添付すること。

2 補助金所要額計算

(A) 補助対象経費 (税抜)	(B) 国からの 補助金	(C) 協会からの 助成金	(D) 教育訓練 給付金	(E) その他の 補助金、 助成金等	(参考) 市町村からの 補助金	(F) 差 引 額 (A)-(B)-(C) -(D)-(E)	(G) 県補助金申請額 (F)×1/2又は 110,000円の いずれか低い額 (千円未満切捨)
円	円	円	円		円	円	円

(注) 1 補助対象経費の支払に係る領収書その他の書類でその支払の事実を証するもの（自動車教習所からの請求書等）の写しを添付すること。

2 「国からの補助金」、「協会からの助成金」、「教育訓練給付金」及び「その他の補助金、助成金等」の内容及び金額が確認できる書類（交付決定通知書（交付決定前の場合は、交付申請書、事業計画書、事前申請書）の写しを添付すること。

別記様式第 1 号

別記様式第 1 号

事業実績及び補助金所要額計算書（申請者が中小企業者である場合用）

事業実績及び補助金所要額計算書（申請者が中小企業者である場合用）

—略—

—略—

別記様式第 1 号（つづき）

別記様式第 1 号（つづき）

事業実績及び補助金所要額計算書（申請者が中小企業者である場合用）

事業実績及び補助金所要額計算書（申請者が中小企業者である場合用）

旧

3 補助金所要額計算（「2 事業実績」に記載した従業員ごとに記入）

No.	(A) 補助対象経費 (税抜)	(B) 国からの 補助金等	(C) 協会等からの 助成金等	(参考) 市町村からの 補助金	(D) 差 引 額 $(A)-(B)-(C)$	(E) 県補助金申請額 $(D) \times 1/2$ 又は 110,000円の いずれか低い額 (千円未満切捨)	備 考
1	円	円	円	円	円	円	
2							
3							
4							
合計							

- (注) 1 補助対象経費の支払に係る領収書その他の書類でその支払の事実を証するもの（自動車教習所からの請求書等）の写しを添付すること。  
 2 「国からの補助金等」及び「協会等からの助成金等」の内容及び金額が確認できる書類（交付決定通知書（交付決定前の場合は、交付申請書、事業計画書、事前申書等）の写しを添付すること。

— 略 —

新

3 補助金所要額計算（「2 事業実績」に記載した従業員ごとに記入）

	(A) 補助対象経費 (税抜)	(B) 国からの 補助金	(C) 協会からの 助成金	(D) 教育訓練 給付金	(E) その他の 補助金、 助成金等	(参考) 市町村からの 補助金	(F) 差 引 額 $(A)-(B)-(C)--(D)-(E)$	(G) 県補助金申請額 $(F) \times 1/2$ 又は 110,000円の いずれか低い額 (千円未満切捨)
1	円	円	円	円		円	円	円
2								
3								
4								
合計								

- (注) 1 補助対象経費の支払に係る領収書その他の書類でその支払の事実を証するもの（自動車教習所からの請求書等）の写しを添付すること。  
 2 「国からの補助金」、「協会からの助成金」、「教育訓練給付金」及び「その他の補助金、助成金等」の内容及び金額が確認できる書類（交付決定通知書（交付決定前の場合は、交付申請書、事業計画書、事前申書等）の写しを添付すること。

— 略 —